

仕様書（企画提案用）

1 件名

「おおた生涯学習推進プラン」改定に向けた区民・団体アンケート調査業務委託

2 目的

区民の日頃の学習活動や地域での活動状況、学びに関わるニーズ、社会教育関係団体等の活動実態等を把握し、今後の大田区（以下、「区」という。）の生涯学習推進に係る施策検討の基礎資料として活用するため、区民・団体アンケート調査及び分析を行う。

併せて、この分析結果に基づき、区の特徴や課題を整理し、令和8年度の「おおた生涯学習推進プラン」（以下、「プラン」という。）改定に向けた方向性を検討する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

4 履行場所

大田区指定場所（地域力推進課ほか）

5 業務内容

(1) 生涯学習に関する区民・団体アンケート調査

【調査概要】

	区民アンケート調査	社会教育関係団体アンケート調査
調査対象	大田区在住の満18歳以上の区民	区に登録している社会教育関係団体
抽出方法	住民基本台帳からの層化無作為抽出	全数
配布数	3,000名	約2,000団体
調査方法	郵送配布 郵送またはインターネット回答フォームによる回収	郵送配布 郵送またはインターネット回答フォームによる回収
目標有効回収率	40%	70%

(2) 調査結果の集計及び分析

(3) 調査報告書の作成・印刷製本

(4) その他上記に掲げるもののほか、付随する業務

6 業務詳細

以下の業務遂行にあたっては、区と十分に協議、確認を行いながら進めること。また、区の求めに応じ、適宜業務の進捗状況等の報告を行うこと。

(1) アンケート調査票の設計及び作成

ア 集計結果から区民・団体の活動実態・ニーズ等が把握できるよう適切な設問を設計すること。

- イ 現行プラン期間中（令和4年度～令和8年度）の進捗状況や区民の意識変化を把握できる設問を設定すること。
- ウ 回答は無記名・匿名化されたもの（個人を特定する情報なし）とすること。
- (2) アンケート調査票の印刷
- (3) 依頼兼督促状の作成・印刷
- (4) 配布用封筒・返信用封筒の印刷
- (5) アンケート調査票一式の封入・封緘・宛名ラベルの貼付
 - ア 宛名ラベルは、区が作成し、受託者に渡す。
 - イ 受託者は、アンケート調査票一式を封入、封緘のうえ、宛名ラベルを貼付すること。
 - ウ 受託者が区から受領した宛名ラベルを保管するときは、必ず施錠可能な場所に保管すること。
- (6) アンケート調査票一式及び依頼兼督促状の発送
 - ア 発送と回収に係る費用（再送付を含む）は受注者の負担とすること。
 - イ 調査対象者に回答を促し、回答率の向上に取り組むこと。
 - ウ 調査票の返送先は、区とすること。
 - エ 依頼兼督促状を適切な時期に発送すること。
- (7) アンケート調査票の入力・集計
 - ア 区において、返送された調査票を開封し、個人が特定できる情報を黒塗りした後、受託者に送付する。
 - イ 電子フォームにより受領した回答データは、個人情報削除したうえで、受託者に電子メールで送付する。
 - ウ 受託者は、調査票及び電子の回答データ受領時には、受領書を区に提出すること。
 - エ 業務終了後、上記ウの調査票は区に返却すること。回答データは消去のうえ、消去証明を区に提出すること。
 - オ 集計方法については、事前に区と協議すること。
- (8) 調査結果の分析
 - 分析項目等については、事前に区と協議すること。
- (9) 調査報告書及び概要版の作成
 - ア 調査結果をふまえた現状・課題の整理を含めること。
 - イ 改定するプランに盛り込むべき方向性、重点事項等について言及すること。

7 成果物

- (1) 調査報告書（A4版）製本 100部
- (2) 調査報告書概要版 50部
- (3) 調査報告書・概要版・アンケート調査票の電子データ（CD-R）
- (4) 単純集計、クロス集計、分析結果等の電子データ（CD-R）

8 納入先

地域力推進課

9 支払方法

検査終了後、請求に基づき一括して支払う。

8 個人情報の扱い、秘密の保持等

- (1) 受託者は、本業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、このことは本委託契約終了後も同様とし、従事要員についても遵守させること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た情報の取扱いについて、区による監査、検査に応じ、協力しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務履行において発生した重大な情報セキュリティポリシーの違反等により情報資産への侵害が発生した場合又はおそれがある場合において、区がその事実を公表することを承諾しなければならない。

9 損害賠償責任

- (1) 受託者は本業務の遂行に当たり、受託者の責めに帰する事由により区又は第三者に損害を与えた場合は、区に報告するとともにその損害を賠償する義務を負うものとする。ただし善良なる管理者の注意をもってしても損害が生じたであろうと認められるときは、この限りではない。
- (2) 受託者は、委託業務の実施に際して生じた諸事故に対して責任を負い、区に発生原因、経過、被害の内容等を速やかに報告すること。
- (3) 受託者が契約内容に違反し、又は故意若しくは重大な過失により区に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償金として区に支払わなければならない。
- (4) 区は、受託者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償したときは、受託者に対して賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

10 その他

- (1) 受託者は、業務の目的及び調査の意図を十分に理解したうえで作業に当たること。疑義が生じた時は速やかに区に確認すること。
- (2) 契約期間中に国等から示される指針があった場合及び国等から示されている指針等に変更があった場合は、当該指針等を遵守すること。これにより、必要な場合はスケジュールを見直すものとする。
- (3) 本業務の遂行のために必要な資料は、委託者がその必要性を認めたときに貸与するが、当該資料及び成果については、大田区の許可なく外部に提供しないこと。

- (5) 受託者は業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。
- (6) 受託者は、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (7) その他本仕様書に定めのない事項については、区と協議すること。